

無担保住宅ローン（しんきん保証）

（2024年9月17日現在）

1. 商品名（愛称）	無担保住宅ローン
2. ご利用いただける方	当金庫の会員または会員資格を有し、以下のすべての条件を満たす個人のお客さま ① 年齢が満20歳以上の方 ② 安定継続した収入のある方 ③ 当金庫との取引または当金庫が提携する外部信用情報機関において、不良な情報がない方 ④ 当金庫および（一社）しんきん保証基金の審査基準により審査し、貸出が適当と認められた方
3. 資金使途	申込人本人が居住（居住予定を含む）し申込人もしくはその家族（配偶者、親、子、孫、兄弟）が所有している自宅、または申込人の家族が居住（居住予定を含む）し申込人が所有している自宅にかかる次のいずれかに該当する資金 ① 不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム（増改築・修繕）資金およびそれに伴う諸費用 ※①に付随して必要となるインテリアや家電等購入資金も可とします。（ただし、①と合わせた申込で100万円以内） ※土地のみの購入資金は、隣地購入、底地購入を対象とします。 ※①にかかる住宅ローンの不足資金は対象外とします。 ② 当金庫を含む金融機関から借入れた住宅ローンまたはそれを借換えたものの借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料 *借換直前3ヶ月のご返済に3営業日以上遅延が1度も無いことが条件です。 ③ 空き家解体費用およびそれに伴う諸費用（建物解体後の滅失登記費用等を含む） ④ ③を使途とするお借入の借換え資金、およびそれに伴う繰上完済にかかる手数料 ※【対象となる空き家の条件】 ・申込人またはその親族が所有する建物であること ・事業専用で使用していた建物ではないこと
4. お借入金額	2,000万円以内（1万円単位） ※空き家解体関連の資金については、500万円以内 ※店舗併用住宅・賃貸併用住宅・太陽光発電設備のある住宅については、1,000万円以内
5. お借入期間	3ヵ月以上20年以内 最長6ヵ月の元金返済据置も可能です。
6. 担保・保証人	原則、不要です。 （保証会社である（一社）しんきん保証基金が審査のうえ保証します）
7. ご返済方法	・元金均等返済または元利均等返済 （お借入金額の50%以内の元金について6ヵ月ごとのボーナス増額返済とすることも可能です） ・返済日は、ご都合に合わせて選択いただけます（ただし、毎月一定の日となります）。
8. 金利	・変動金利 ・お借入金利はお申込時ではなく、当金庫承認時の金利が適用されます。 ・お借入期間中の金利変動について 毎年4月1日と10月1日の当金庫所定の住宅ローン長期貸出最優遇金利（金庫長期プライムレート）を基準として年2回見直しを行います。見直し後の新利率はそれぞれ翌々月の約定返済日の翌日から適用します。その場合、住宅ローン長期貸出最優遇金利（金庫長期プライムレート）の変更幅と同じだけ引き上げ、または引き下げとなります。 ・現在の金利については、店頭またはホームページでご確認ください。
9. 金利特典	—

次頁に続きます

<p>10. お申込時にご用意いただくもの</p>	<p>① ご印鑑（普通預金お届印）</p> <p>② ご本人であることを確認できる運転免許証（表裏）の写し ※運転免許証を取得されていない場合は、以下のいずれか1通の提出をお願いします。</p> <p>イ. 顔写真付住民基本台帳カード（表裏） ロ. 運転経歴証明書（表裏） ハ. 健康保険証（表裏） ニ. パスポート</p> <p>※健康保険証（表裏）により本人確認書類とするお客さまは、住民票抄本（写し）または公共料金の領収書（写し）をご用意ください。 ※お申込みのお客さまが日本国籍以外の場合は、本人確認書類に加えて、永住者または特別永住者であることが確認できる書類をご用意ください。</p> <p>③ ご本人の年収を確認できる書類の写し 公的所得証明書・源泉徴収票・確定申告書等 ただし、お借入金額が100万円以下の場合は、所得証明書等を不要とします。 ※勤続2年未満の給与所得者の方に限り、給与明細票（写）でも代替が可能です。</p> <p>④ 住宅ローンの借換え資金を含む場合は、借換え対象の住宅ローンにかかる返済予定表および返済用預金口座通帳の写し</p> <p>⑤ 資金用途ごとに定める対象物件の全部事項証明書 ※申込時点で発行から3ヵ月以内のものに限ります。</p> <table border="1" data-bbox="539 712 1412 967"> <thead> <tr> <th>資金用途</th> <th>対象物件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不動産の購入資金</td> <td>購入されるすべての土地・建物</td> </tr> <tr> <td>新築資金、建て替え資金</td> <td>建築する建物の敷地の土地</td> </tr> <tr> <td>リフォーム資金</td> <td>リフォーム対象の建物</td> </tr> <tr> <td>借換え資金</td> <td>借換え対象のすべての土地・建物</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「インターネット登記情報提供サービス」から出力したのも可とします。 ※隣地購入、底地購入は、購入するすべての土地と自宅建物の謄本等が必要です。 ※新築マンション購入の場合は、不要です。 ※不動産の購入資金の場合は、売買契約書の写し</p>	資金用途	対象物件	不動産の購入資金	購入されるすべての土地・建物	新築資金、建て替え資金	建築する建物の敷地の土地	リフォーム資金	リフォーム対象の建物	借換え資金	借換え対象のすべての土地・建物
資金用途	対象物件										
不動産の購入資金	購入されるすべての土地・建物										
新築資金、建て替え資金	建築する建物の敷地の土地										
リフォーム資金	リフォーム対象の建物										
借換え資金	借換え対象のすべての土地・建物										
<p>11. 手数料・保証料</p>	<p>印紙代等諸費用は、別途ご負担いただきます。保証料は金利に含まれます。</p>										
<p>12. 生命保険</p>	<p>任意で下記の団体信用生命保険に加入できます。 ただし、お借入金額が、1,000万円超の場合は、原則、団体信用生命保険にご加入いただきません。 なお、団体信用生命保険が謝絶になった場合には、お借入金額が1,000万円超で、連帯保証人（法定相続人）1名が必要となります。 団体信用生命保険への加入を選択される場合は、ローン金利に年0.30%上乗せした金利が適用となります。</p>										
<p>13. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話：0120-277-622）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）（以下「東京三弁護士会」という）または群馬弁護士会（電話：027-233-4804）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>										

◎ ご融資に際しては事前に審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承下さい。